

子供を守る親の責任

携帯電話・スマートフォン等使用 申し合わせ事項

平成 28 年 7 月 6 日

桐生市立清流中学校 PTA 本部

一瞬にして、情報は世界中に広がります。また、一度ネット上に載ると、なかなか消す事は出来ません！ 大きな事件が起きてからでは遅いのです！

清流中学校では、携帯電話・スマートフォン等の機器は学校へ持ち込まない様に生徒に指導しています。また、中学生には携帯電話・スマートフォン等の機器を買い与えない様に保護者会等をお願いしております。

しかし最近、清流中の生徒が、ツイッターや各種プロフに個人や友人の写真や名前、学校名を載せ、外部の不特定多数から閲覧可能な状態にしている事例が複数みられ、外部のネットパトロール実施機関から通報指導されています。それらは子供が所有するものだけでなく、親の携帯電話やスマートフォン、その他の機器を使用している事もあり、親が気付かなかった事例もみられます。その影響は、LINE 等にみられる生徒間のトラブルだけでなく、見知らぬ大人や保護者を巻き込んだ問題や事件に発展してしまいます。

また、子供にとっては長時間使用による寝不足、学力低下、自己中心的な思考傾向、中毒症状など、子供達の考え方や言動にも大きく影響を及ぼしてしまいます。一日に 2 時間使用すると、年間で 730 時間使用となり、この事は、使用を認めている保護者側にも大きな責任があります。

そこで、PTA 本部として学校側と相談し、以下のような申し合わせ事項を作成致しました。各家庭での取り組みを宜しくお願い致します。

- 1 携帯電話・スマートフォン等の機器は、新たに子供に買い与えない。**
- 2 携帯電話・スマートフォン等の機器は、22 時以後は保護者が預かる。子供に使用させない。緊急連絡等で使用する場合は、保護者の目の前で使用する。**
- 3 22 時前であっても、携帯電話・スマートフォン等の機器は、通話、通信、インターネット、ゲーム等の利用目的にかかわらず使用は一日 2 時間以内とする。**

*この用紙は、ご家庭のいつも目のつく所に掲示して下さい。